

官報

印刷・編集
国立印刷局
独立行政法人

目次

〔告 示〕

- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件 (総務六一二、六一四)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (法務五一七)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件 (同五一八、五二二)
- 日本国に帰化を許可する件 (同五二三)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件 (厚生労働三五八)
- 保安林の指定をする件 (農林水産一三五五、一三六一)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通一四五七、一四五八)
- 船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件 (同一四九、一四六一)
- 都市計画に関する件 (同一四六二)
- 水路測量の実施に関する件 (海上保安庁二七四、二七五)

○ 水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の一部を改正する件 (環境一〇二)

○ アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件 (防衛二一四)

○ 道路に関する件 (関東地方整備局三三九、三四〇)

○ 高速自動車国道に関する件 (同三四一)

○ 道路に関する件 (中国地方整備局九〇)

○ 道路に関する件 (四国地方整備局八五)

○ 道路に関する件 (九州地方整備局一六一)

○ 道路に関する件 (北海道開発局八八)

○ 浄化槽の型式を認定した件 (沖縄総合事務局六六)

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 法務省 財務省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施 (総務省)
- 財務省防災業務計画の修正について (財務省)
- 社内検定認定公示 (厚生労働省)
- 法 務
- 公証人任免 (法務省)

労働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示 (福島労働局最低賃金公示二、六)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

捜査特別報奨金、外国為替及び外国貿易法第五十五条の三第六項に規定する届出事項の変更、建設業の営業の停止命令、不動産鑑定士に対する懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告 示

○ 総務省告示第六百十二号

統計法 (昭和二十二年法律第十八号) 第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令 (昭和二十四年政令第百三十号) 第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十九年十一月一日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 農業経営統計

調査票の使用目的 農林水産省が、品目横断的経営安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向分析の一環として、生産費に影響を及ぼす要因を統計的に解析する費用関数を推計するため、農業経営統計調査の別表に掲げる調査票 (いずれも磁気媒体に転写分) から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用の範囲 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課農業経営統計班水田作経営統計第一係、同班水田作経営統計第二係及び同班畑作経営統計係の職員並びに同省農林水産政策研究所国際領域研究員 川崎賢太郎

調 査 票	年 次
米生産費統計個別結果表 (No.1, No.2及びNo.3)	平成七年から平成十五年までの各年分
麦類生産費統計個別結果表 (No.1, No.2及びNo.3)	平成七年から平成十五年までの各年分
いも・豆類、工藝農作物生産費統計個別結果表 (No.1, No.2及びNo.3)	平成七年から平成十五年までの各年分
個別結果表 (米生産費統計) (No.1, No.2及びNo.3)	平成十六年から平成十八年までの各年分
個別結果表 (小麦・大豆・畑作物生産費統計) (No.1, No.2及びNo.3)	平成十六年から平成十八年までの各年分

